

令和5年第10回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月6日(金)午後1時45分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事

議案第1号

非農地証明願いについて

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員7名

1番	久保 賢一	2番	後藤 利夫
3番	彌田 和好	4番	齊藤 孝一
5番	久恒 美千代	6番	星野 賢一
7番	小畑 義宏	※	番号は議席番号

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後1時45分 開会

(局長)只今より令和5年第10回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。さて、収穫期のお忙しいなか大変お疲れ様です。今年の作柄も良いと聞いておりますが、米が良くできて鳥獣害や肥料の高騰、米価の低迷など、農業者の置かれている厳しい現状について、私達は声を上げていきたいと思っています。また、先月は農地パトロール、地区別セミナーと大変お疲れさまでした。研修にありましたように、私たちの地域の未来のために、地域計画策定について、皆で考えいきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。本日の総会

議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(会長)ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、本日の審議に入ります。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。議案第1号「非農地証明願について」を議題といたします。それでは、申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 申請人 別府市の方 区分、市街化調整区域。申請の土地、大字浜脇、田、現況宅地、外1筆計 418 m²です。申請地の状況 宅地、理由、約 48 年前より宅地の一部として利用している。この案件は、昨年 12 月に調整地域の農地に無許可で太陽光パネルを設置していたことが判明し、会長と6番委員と事務局とで、違反転用者の有利にはならないよう、本人と設置業者を呼んで厳しく指導した案件です。協議の結果、まず農地とそうでないところを分筆して、太陽光パネルの設置部分は、追認での転用許可手続きをするための準備中です。そして今回非農地証明願が出た土地というのは、太陽光パネルの設置部分では無いのですが、コンクリート敷きになっており、宅地の一部として長年利用してきたことが判明いたしましたので、分筆により場所を特定したうえで非農地証明によって地目を変えるための申請がなされた次第です。総会資料をご覧ください。1ページが図面、ピンクのマーカ一部分が申請された 2 筆です。次のページが、先日6番委員が現地調査していただいた時の写真です。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いいたします。

(6番委員)はい、説明は事務局がしていただいたとおりです。この後太陽光の案件が申請予定ですが、場所についてですが、私も宅地として認識しておりましたので、今回農地であることが判明し、非農地証明に至った経緯になりました。本人にはお話に行きましたけども、今回県の指導もあり、その指導のとおり申請を行うことを確認しております。よろしくお願いいたします。

(事務局)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(2番委員)場所の確認をしたいのですが、メインの県道に面しているのですか。

(6番委員) 一本入った旧道になります。

(2番委員) はい、分かりました。

(議長) 6番委員さん、ひとりで調査にいったのですか。

(6番委員) 浜脇地区推進委員と一緒に行きました。

(7番委員) これは、遊休農地に太陽光パネルの設置があったのですか。

(6番委員) 遊休農地ではなかったのですが、自分が農業委員になったときにはもうこの状態で、農地だったところに無許可で設置したようです。私もですが前の農業委員さんも気が付かなかったようです。

(事務局) 本人は家の裏は農地では無いと思っていたようで、少しずつ何回にも分けて設置していったので分かりにくかったようです。偶然航空地図にて判明いたしました。道路からも見えにくい場所です。

(7番委員) このように農地が他の用途に使用されているケースは多いかもしれません。今回は太陽光発電があったのでわかりましたが、いくらでもあるかもしれません。

(議長) 他にご意見・ご質問はございませんか。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) なし

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) なし

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定

による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)なし

(議長)特にご質問もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後2時24分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 議 長 _____

署名委員 _____ 6 番 委 員 _____

署名委員 _____ 7 番 委 員 _____